

萩市障がい者就労施設等からの物品等調達推進基本方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、萩市の障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とした基本方針を定める。

2 障がい者就労施設等からの物品等の調達の目標

障がい者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、物品（製造品、生産物など）及び役務（印刷、清掃・草刈りなど）の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

さらに、次年度以降においては、実績により事例等を庁内全てに周知徹底すること等により、目標値の向上へ繋げる。

3 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組等を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障がい者就労施設等からの調達が円滑に推進できるよう、福祉支援課は、萩市障がい者作業活動支援協議会と連携をとり、各障がい者就労施設等の提供が可能な物品等の情報を各部署等へ提供する。

(2) 障がい者就労施設等の受注機会拡大のための措置

各部署等は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、障がい者就労施設等への発注に努める。この場合、障がい者就労施設等の提供能力等に合わせ、納期、納入条件等について適切な配慮を行うものとする。

(3) 随意契約による調達の推進

障がい者就労施設等からの物品の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用し、調達を推進する。

4 調達実績の公表の方法

本方針に基づく物品等の調達については、当該年度終了後、速やかに実績を取りまとめ、市の公式ホームページにおいて公表する。